

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成18年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年6月28日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	3,373,647,813	3,373,647,813	東京、大阪、名古屋、福岡、札幌各証券取引所 〔東京、大阪、名古屋は市場第一部〕	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
計	3,373,647,813	3,373,647,813	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、改正前商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションの付与を目的として、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行している。当該新株予約権の内容は次のとおりである。

- ① 平成15年6月26日開催の定時株主総会の特別決議に基づき、平成15年7月29日開催の当社取締役会においてその具体的な内容を決議し、平成15年8月11日に発行した新株予約権の内容。

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数	287個	129個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	287,000株	129,000株
新株予約権の行使時の払込金額	315円(注1)	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日から 平成21年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 315円 資本組入額 158円	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要する ものとする。	同左

(注) 1 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとする。

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。
- 2 (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた対象者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を失った後も、これを行使することができるものとする。
また、新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
- (3) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は、当社取締役会の承認ある場合を除き、これを認めないものとする。
- (4) その他の条件については、平成15年6月26日開催の定時株主総会の特別決議及び平成15年7月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

② 平成16年6月25日開催の定時株主総会の特別決議に基づき、平成16年7月30日開催の当社取締役会においてその具体的な内容を決議し、平成16年8月11日に発行した新株予約権の内容。

	事業年度未現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数	500個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	500,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	289円（注1）	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月26日から 平成22年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 289円 資本組入額 145円	同左
新株予約権の行使の条件	（注2）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要する ものとする。	同左

(注) 1 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとする。

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。
- 2 (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた対象者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を失った後も、これを行使することができるものとする。
また、新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
- (3) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は、当社取締役会の承認ある場合を除き、これを認めないものとする。
- (4) その他の条件については、平成16年6月25日開催の定時株主総会の特別決議及び平成16年7月30日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

③ 平成17年6月28日開催の定時株主総会の特別決議に基づき、平成17年7月29日開催の当社取締役会においてその具体的な内容を決議し、平成17年8月11日に発行した新株予約権の内容。

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数	502個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	502,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	294円（注1）	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成23年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 294円 資本組入額 147円	同左
新株予約権の行使の条件	（注2）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要する ものとする。	同左

（注）1 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとする。

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。
- 2 (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (2) 新株予約権の割当てを受けた対象者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役又は執行役員の地位を失った後も、これを行使することができるものとする。
また、新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
- (3) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は、当社取締役会の承認ある場合を除き、これを認めないものとする。
- (4) その他の条件については、平成17年6月28日開催の定時株主総会の特別決議及び平成17年7月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成13年4月1日～ 平成14年3月31日	620	3,373,647	153,808	265,608,781	153,187	203,536,197
平成14年4月1日～ 平成15年3月31日	—	3,373,647	—	265,608,781	—	203,536,197
平成15年4月1日～ 平成16年3月31日	—	3,373,647	—	265,608,781	—	203,536,197
平成16年4月1日～ 平成17年3月31日	—	3,373,647	—	265,608,781	—	203,536,197
平成17年4月1日～ 平成18年3月31日	—	3,373,647	—	265,608,781	—	203,536,197

(注) 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の増加分は、転換社債の株式転換による。

(4) 【所有者別状況】

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	2	250	99	2,320	614	71	280,070	283,426	—
所有株式数 (単元)	13	1,093,124	38,500	208,510	1,017,061	207	1,004,259	3,361,674	11,973,813
所有株式数 の割合(%)	0.00	32.52	1.15	6.20	30.25	0.01	29.87	100.00	—

(注) 1 自己株式は18,279,041株であり、「個人その他」の欄に18,279単元及び「単元未満株式の状況」の欄に41株を含めて記載している。

2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が128単元含まれている。

(5) 【大株主の状況】

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社信託口	東京都港区浜松町二丁目11番3号	174,360	5.2
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社信託口	東京都中央区晴海一丁目8番11号	147,843	4.4
ステート ストリート バンク ア ンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決 済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	133,474	4.0
野村信託銀行株式会社退職給付 信託三菱東京UFJ銀行口	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	125,666	3.7
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	80,022	2.4
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	63,000	1.9
ザ チェース マンハッタン バン ク エヌ エイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決 済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON BC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	49,311	1.5
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決 済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	46,896	1.4
野村信託銀行株式会社退職給付 信託三菱UFJ信託銀行口	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	45,934	1.4
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社信託口4	東京都中央区晴海一丁目8番11号	34,923	1.0
計	—	901,431	26.7

(注) 1 ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーから、平成18年1月16日付で変更報告書が提出されている。(同日付変更報告書により平成17年9月30日現在でブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・エル・シーから名称が変更となった旨報告を受けている。)
当社としては、平成18年3月31日現在の当該法人の実質所有株式数を完全に確認できないため、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載している。
なお、当該変更報告書による平成17年12月31日現在の株式所有状況は以下のとおりである。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ブランデス・インベストメン ト・パートナーズ・エル・ピ ー	11988 EL CAMINO REAL, SUITE500, SAN DIEGO, CA 92191-9048, U. S. A.	63,454	1.9

2 キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー及びその共同保有者であるキャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー、キャピタル・インターナショナル・リミテッド、キャピタル・インターナショナル・インク、キャピタル・インターナショナル・エス・エイから、平成18年2月14日付で変更報告書が提出されている。
当社としては、平成18年3月31日現在の当該法人の実質所有株式数を完全に確認できないため、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載している。
なお、当該変更報告書による平成18年1月31日現在の株式所有状況は以下のとおりである。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー	333 SOUTH HOPE STREET, LOS ANGELES, CA 90071, U. S. A.	144, 289	4. 3
キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー	11100 SANTA MONICA BOULEVARD, 15 th FL., LOS ANGELES, CA 90025, U. S. A.	38, 105	1. 1
キャピタル・インターナショナル・リミテッド	25 BEDFORD STREET, LONDON, ENGLAND WC2E 9HN	24, 243	0. 7
キャピタル・インターナショナル・インク	11100 SANTA MONICA BOULEVARD, 15 th FL., LOS ANGELES, CA 90025, U. S. A.	5, 377	0. 2
キャピタル・インターナショナル・エス・エイ	3 PLACE DES BERGUES, 1201 GENEVA, SWITZERLAND	7, 209	0. 2
計	—	219, 224	6. 5

- 3 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成18年2月15日付で株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券株式会社、三菱UFJセキュリティーズインターナショナル、三菱UFJ投信株式会社、エム・ユー投資顧問株式会社及びUFJニコス株式会社を共同保有者とする変更報告書が提出されている。

当社としては、平成18年3月31日現在の当該法人の実質所有株式数を完全に確認できないため、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載している。

なお、当該変更報告書による平成18年1月31日現在の株式所有状況は以下のとおりである。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	133, 766	4. 0
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	107, 555	3. 2
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	1, 064	0. 0
三菱UFJセキュリティーズ インターナショナル	6 BROADGATE, LONDON EC2M 2AA, UNITED KINGDOM	2, 103	0. 1
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	5, 875	0. 2
エム・ユー投資顧問株式会社	東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号	100	0. 0
UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷三丁目33番5号	67	0. 0
計	—	250, 530	7. 4

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成18年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 18,279,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 137,000	—	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,343,258,000	3,343,258	同上
単元未満株式	普通株式 11,973,813	—	同上
発行済株式総数	3,373,647,813	—	—
総株主の議決権	—	3,343,258	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が、128,000株(議決権128個)含まれている。

2 株主名簿上当社が発行済株式総数の4分の1を超えて所有している会社名義となっているが実質的には当該会社が所有していない株式が3,241株あり、「完全議決権株式(その他)」欄に3,000株(議決権3個)及び「単元未満株式」欄に241株を含めて記載している。

3 「単元未満株式」欄には以下の自己株式及び相互保有株式が含まれている。

当社所有	41株
日本建設工業㈱	765株
㈱東北機械製作所	500株

② 【自己株式等】

平成18年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三菱重工㈱	東京都港区港南二丁目16番5号	18,279,000	0	18,279,000	0.54
(相互保有株式) 日本建設工業㈱	東京都中央区月島四丁目12番5号	72,000	0	72,000	0.00
㈱東北機械製作所	秋田市茨島一丁目2番3号	2,000	0	2,000	0.00
㈱菱友システムズ	東京都港区高輪二丁目19番13号	40,000	0	40,000	0.00
㈱寺田鉄工所	広島県福山市新浜町二丁目4番16号	20,000	0	20,000	0.00
長菱ハイテック㈱	長崎県諫早市貝津町2165番地	3,000	0	3,000	0.00
計	—	18,416,000	0	18,416,000	0.55

(注) 株主名簿上当社が発行済株式総数の4分の1を超えて所有している会社名義となっているが実質的には所有していない株式が3,241株あり、上記①の「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に3,000株(議決権3個)及び「単元未満株式」欄に241株を含めて記載している。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件で新株予約権証券を付与する株主総会決議を行っている。当該決議に係るストックオプション制度の内容は次のとおりである。

①平成15年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成15年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

②平成16年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役27名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

③平成17年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

① 【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】 普通株式

イ【定時総会決議による買受けの状況】

該当事項なし。

ロ【子会社からの買受けの状況】

該当事項なし。

ハ【取締役会決議による買受けの状況】

平成18年6月28日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (平成17年7月29日決議)	10,000,000	3,000,000,000
前決議期間における取得自己株式	0	0
残存決議株式数及び価額の総額	10,000,000	3,000,000,000
未行使割合(%)	100.00	100.00

(注) 取締役会決議後の株価の推移等を勘案した上で、自己株式の取得を見合わせたもの。

ニ【取得自己株式の処理状況】

該当事項なし。

ホ【自己株式の保有状況】

平成18年6月28日現在

区分	株式数(株)
保有自己株式数	17,756,000

② 【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

該当事項なし。

(2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

① 【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項なし。

② 【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等】

該当事項なし。

3 【配当政策】

当社は、利益水準や今後の事業展開のための内部留保を総合的に勘案した上で、配当については株主の期待にこたえるように努めてきた。

当事業年度の期末配当は、平成18年6月28日開催の第81回定時株主総会において1株当たり4円と決議された。なお、当事業年度は中間配当を行っておらず、年間の配当金は1株当たり4円、配当性向は51.4%となる。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
決算年月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
最高(円)	569	455	388	347	567
最低(円)	305	260	246	276	269

(注) 株価は、株式会社東京証券取引所(市場第一部)の市場相場である。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成17年10月	平成17年11月	平成17年12月	平成18年1月	平成18年2月	平成18年3月
最高(円)	438	505	566	549	550	567
最低(円)	370	435	516	490	495	512

(注) 株価は、株式会社東京証券取引所(市場第一部)の市場相場である。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
取締役会長 (代表取締役)		西岡 喬	昭和11年5月3日生	昭和34年4月 平成元年7月 同 3年6月 同 4年6月 同 5年4月 同 7年4月 同 7年6月 同 10年6月 同 11年6月 同 12年6月 同 15年6月 同 16年6月 同 17年1月	新三菱重工株式会社入社 当社航空機・特車事業本部名古屋航空宇宙システム製作所副所長 当社航空機・特車事業本部名古屋航空宇宙システム製作所長 当社取締役、航空機・特車事業本部名古屋航空宇宙システム製作所長 当社取締役、名古屋航空宇宙システム製作所長 当社取締役、航空機・特車事業本部副事業本部長 当社常務取締役、航空機・特車事業本部長 当社取締役副社長、航空機・特車事業本部長 当社取締役社長 三菱自動車工業株式会社取締役兼務 当社取締役会長 三菱商事株式会社取締役兼務 東京電力株式会社監査役兼務 三菱自動車工業株式会社取締役会長兼務	111
取締役社長 (代表取締役)		佃 和夫	昭和18年9月1日生	昭和43年4月 平成7年12月 同 11年4月 同 11年6月 同 12年4月 同 13年3月 同 14年4月 同 14年10月 同 15年6月 同 16年3月	当社入社 当社高砂製作所副所長 当社名古屋機器製作所長 当社取締役、名古屋機器製作所長 当社取締役、産業機器事業部長 近畿コカ・コーラボトリング株式会社取締役兼務 当社常務取締役、海外戦略本部長兼産業機器事業部長 当社常務取締役、海外戦略本部長 当社取締役社長 近畿コカ・コーラボトリング株式会社取締役退任	40
取締役 副社長 執行役員 (代表取締役)	取締役社長補佐、防衛事業に関する社長特命事項、ものづくり革新推進に関する事項、その他社長特命事項担当	前沢 淳一	昭和19年6月21日生	昭和44年4月 平成10年4月 同 11年6月 同 14年4月 同 17年4月 同 17年6月	当社入社 当社名古屋航空宇宙システム製作所副所長 当社取締役、名古屋航空宇宙システム製作所長 当社常務取締役、航空宇宙事業本部長 当社取締役副社長 民間航空機株式会社取締役社長兼務 当社取締役、副社長執行役員	33
取締役 常務執行役員 (代表取締役)	原子力事業本部長	浦谷 良美	昭和21年10月26日生	昭和46年4月 平成11年4月 同 13年4月 同 14年6月 同 16年4月 同 17年6月	当社入社 当社神戸造船所副所長 当社神戸造船所長 当社取締役、神戸造船所長 当社常務取締役、原子力事業本部長 当社取締役、常務執行役員、原子力事業本部長	49

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員 (代表取締役)	機械・鉄構 事業本部長	高岡 力	昭和20年7月13日生	昭和43年4月 平成10年4月 同 14年4月 同 15年6月 同 16年4月 同 17年6月 同 18年5月	当社入社 当社名古屋誘導推進システム製作 所副所長 当社名古屋誘導推進システム製作 所長 当社取締役，名古屋誘導推進シス テム製作所長 当社常務取締役，機械事業本部長 当社取締役，常務執行役員，機械 事業本部長 当社取締役，常務執行役員，機 械・鉄構事業本部長	27
取締役 常務執行役員 (代表取締役)	社長室長兼 海外戦略本 部長並びに 内部監査， 総務，法務， 人事，自動 車関連事業， 船舶・海洋， 紙・印刷機 械及び工作 機械担当	江川 豪雄	昭和19年11月2日生	昭和42年4月 平成8年4月 同 11年5月 同 11年6月 同 14年6月 同 15年6月 同 17年4月 同 17年6月 同 18年4月	当社入社 当社航空機・特車事業本部航空機 部長 当社社長室調査役 三菱・ヘビー・インダストリ ーズ・アメリカ・インコーポレー テッド取締役社長 当社取締役，海外戦略本部調査役 三菱・ヘビー・インダストリ ーズ・アメリカ・インコーポレー テッド取締役社長兼務 当社取締役，海外戦略本部長 三菱・ヘビー・インダストリ ーズ・アメリカ・インコーポレー テッド取締役社長退任 当社常務取締役，海外戦略本部長 当社取締役，常務執行役員，海外 戦略本部長 当社取締役，常務執行役員，社長 室長兼海外戦略本部長	38
取締役 常務執行役員 (代表取締役)	原動機事業 本部長	福江 一郎	昭和21年10月28日生	昭和46年4月 平成10年6月 同 13年4月 同 14年6月 同 16年4月 同 17年4月 同 17年6月	当社入社 当社高砂製作所副所長 当社高砂製作所長 当社取締役，高砂製作所長 当社取締役，原動機事業本部副事 業本部長 当社常務取締役，原動機事業本部長 当社取締役，常務執行役員，原動 機事業本部長	35
取締役 常務執行役員 (代表取締役)	航空宇宙事 業本部長	戸田 信雄	昭和20年9月26日生	昭和44年6月 平成11年6月 同 14年4月 同 15年6月 同 17年4月 同 17年6月	当社入社 当社名古屋航空宇宙システム製作 所副所長 当社名古屋航空宇宙システム製作 所長 当社取締役，名古屋航空宇宙シス テム製作所長 当社常務取締役，航空宇宙事業本 部長兼名古屋航空宇宙システム製 作所長 当社取締役，常務執行役員，航空 宇宙事業本部長	16

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員 (代表取締役)	経理、資金 及び資材担 当	菅 宏	昭和21年12月6日生	昭和44年7月 平成11年4月 同 14年4月 同 15年6月 同 16年12月 同 17年4月 同 17年6月	当社入社 当社資金部長 当社経理部長 当社取締役、経理部長 MH I アカウンティングサービス 株式会社取締役社長兼務 当社常務取締役 MH I アカウンティングサービス 株式会社取締役社長退任 当社取締役、常務執行役員	25
取締役 常務執行役員 (代表取締役)	冷熱事業本 部長	大 宮 英 明	昭和21年7月25日生	昭和44年6月 平成11年6月 同 13年4月 同 14年4月 同 14年6月 同 15年4月 同 17年6月	当社入社 当社名古屋航空宇宙システム製作 所副所長 当社産業機器事業部副事業部長 当社冷熱事業本部副事業本部長 当社取締役、冷熱事業本部副事業 本部長 当社取締役、冷熱事業本部長 当社取締役、常務執行役員、冷熱 事業本部長	41
取締役 常務執行役員 (代表取締役)	技術本部長 及び情報シ ステム担当	青 木 素 直	昭和22年11月21日生	昭和47年4月 平成12年6月 同 15年6月 同 17年1月 同 17年6月 同 18年4月	当社入社 当社技術本部高砂研究所長 当社取締役、技術本部高砂研究所 長 当社取締役、技術本部長 当社取締役、執行役員、技術本本 部長 当社取締役、常務執行役員、技術 本部長	20
取締役 常務執行役員 (代表取締役)	汎用機・特 車事業本本 部長	吉 田 雄 彦	昭和23年1月2日生	昭和45年4月 平成14年4月 同 15年4月 同 15年6月 同 16年3月 同 17年6月 同 18年4月	当社入社 当社汎用機・特車事業本部産業車 両総括部長 当社汎用機・特車事業本部副事業 部長 当社取締役、汎用機・特車事業本 部副事業部長 当社取締役、汎用機・特車事業本 部長 新キャタピラー三菱株式会社取締 役兼務 当社取締役、執行役員、汎用機・ 特車事業本部長 当社取締役、常務執行役員、汎用 機・特車事業本部長	28
取締役 執行役員	紙・印刷機 械事業部長	和木坂 史 生	昭和22年4月5日生	昭和45年4月 平成15年4月 同 17年4月 同 17年6月 同 18年6月	当社入社 当社紙・印刷機械事業部副事業部 長 当社紙・印刷機械事業部長 当社執行役員、紙・印刷機械事業 部長 当社取締役、執行役員、紙・印刷 機械事業部長	17
取締役 執行役員	船舶・海洋 事業本部長	飯 島 史 郎	昭和22年3月12日生	昭和46年4月 平成12年4月 同 16年4月 同 17年6月 同 18年4月 同 18年6月	当社入社 当社長崎造船所副所長 当社長崎造船所長 当社執行役員、長崎造船所長 当社執行役員、船舶・海洋事業本 部長 当社取締役、執行役員、船舶・海 洋事業本部長	11

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
取締役 執行役員	工作機械事業部長	渡部 健	昭和22年8月16日生	昭和47年4月 平成13年4月 同 17年3月 同 17年6月 同 18年6月	当社入社 当社工作機械事業部副事業部長 当社工作機械事業部長 当社執行役員、工作機械事業部長 当社取締役、執行役員、工作機械事業部長	5
取締役		佐々木 幹夫	昭和12年10月8日生	昭和35年4月 平成4年6月 同 6年6月 同 10年4月 同 13年6月 同 16年4月	三菱商事株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社取締役社長 当社取締役兼務 三菱商事株式会社取締役会長	25
取締役		和田 明広	昭和9年1月3日生	昭和31年4月 同 61年9月 平成2年9月 同 4年9月 同 6年9月 同 11年6月 同 17年6月	トヨタ自動車工業株式会社入社 トヨタ自動車株式会社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役副社長 アイシン精機株式会社取締役会長 同社相談役 当社取締役兼務	22
監査役 (常勤監査役)		富田 敏徳	昭和22年10月16日生	昭和45年4月 平成12年4月 同 15年6月	当社入社 当社長崎造船所副所長 当社監査役	23
監査役 (常勤監査役)		稲熊 豊彦	昭和20年8月22日生	昭和44年4月 平成10年6月 同 14年4月 同 16年6月	当社入社 当社神戸造船所副所長 当社機械事業本部機械業務部長 当社監査役	13
監査役		岸 暁	昭和5年3月29日生	昭和28年4月 同 58年6月 同 60年7月 同 63年6月 平成4年2月 同 8年4月 同 10年1月 同 12年6月 同 14年6月 同 18年1月	株式会社三菱銀行入行 同行取締役 同行常務取締役 同行専務取締役 同行副頭取 株式会社東京三菱銀行副頭取 同行頭取 同行取締役会長 同行相談役 当社監査役兼務 株式会社三菱東京UFJ銀行相談役	7
監査役		中野 豊士	昭和10年12月16日生	昭和34年4月 同 62年6月 同 63年6月 平成2年6月 同 5年6月 同 7年6月 同 11年6月 同 15年6月 同 16年4月 同 17年10月	三菱信託銀行株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役副社長 同社取締役社長 同社取締役会長 当社監査役兼務 三菱信託銀行株式会社最高顧問 三菱UFJ信託銀行株式会社最高顧問	6
監査役		野村 吉三郎	昭和9年6月10日生	昭和34年4月 同 58年6月 平成3年6月 同 5年6月 同 9年6月 同 13年4月 同 17年4月 同 17年6月	全日本空輸株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役社長 同社取締役会長 同社最高顧問 当社監査役兼務	2
計						594

- (注) 1 取締役佐々木幹夫及び和田明広は、会社法第2条第15号に定める社外取締役である。
2 監査役岸 暁、中野豊士及び野村吉三郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役である。
3 当社は、平成17年6月28日付けで執行役員制を導入した。

(御参考) 平成18年6月28日現在の執行役員の陣容は次のとおりである。

地位	氏名	担当業務
*取締役社長	佃 和夫	
*副社長執行役員	前沢 淳一	取締役社長補佐, 防衛事業に関する社長特命事項, ものづくり革新推進に関する事項, その他社長特命事項担当
*常務執行役員	浦谷 良美	原子力事業本部長
*常務執行役員	高岡 力	機械・鉄構事業本部長
*常務執行役員	江川 豪雄	社長室長兼海外戦略本部長並びに人事及び自動車関連事業担当
*常務執行役員	福江 一郎	原動機事業本部長
*常務執行役員	戸田 信雄	航空宇宙事業本部長
*常務執行役員	菅 宏	経理, 資金及び資材担当
*常務執行役員	大宮 英明	冷熱事業本部長
*常務執行役員	青木 素直	技術本部長及び情報システム担当
*常務執行役員	吉田 雄彦	汎用機・特車事業本部長
*執行役員	和木坂 史生	紙・印刷機械事業部長
*執行役員	飯島 史郎	船舶・海洋事業本部長
*執行役員	渡部 健	工作機械事業部長
執行役員	富川 史雄	機械・鉄構事業本部プラント・交通システム事業センター所長
執行役員	松岡 利行	船舶・海洋事業本部副事業本部長
執行役員	山田 陽二	名古屋航空宇宙システム製作所長
執行役員	安田 勝彦	常務補佐 (内部監査, 総務及び法務担当)
執行役員	井上 裕	原子力事業本部副事業本部長
執行役員	澤 明	神戸造船所長
執行役員	川井 昭陽	名古屋誘導推進システム製作所長
執行役員	宮永 俊一	機械・鉄構事業本部副事業本部長
執行役員	新谷 誠	広島製作所長
執行役員	原 寿	下関造船所長

(注) *印の各氏は, 取締役を兼務している。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 基本的な考え方

当社は、顧客第一の信念に立ちつつ、責任ある企業として全てのステークホルダーに配慮した経営を行っている。

また、経営の効率性向上とコンプライアンスの強化を図るため、激変する経済環境にいち早く対応し合理的な意思決定を行う経営システムの革新に努めるとともに、公正で健全な経営の推進に取り組んでいる。また、株主の皆様をはじめ、社外の方々に対する迅速で正確な情報の発信による、経営の透明性向上にも努めている。

(2) 各種施策の実施状況等

① 会社の機関の内容

当社は、取締役会において経営の重要な意思決定、業務の執行の監督を行っている。現在、取締役17名中2名を社外から選任し、経営監督機能の強化に努めている。また、業務執行に関する重要事項の審議機関として経営会議を置き、社長を中心とする業務執行体制の中で合議制により審議することで、より適切な経営判断及び業務の執行が可能となる体制を取っている。

なお、当社経営の健全性・透明性をより向上させるとともに、効率性・機動性を高めることを狙いとして、平成17年6月にコーポレート・ガバナンス体制の見直しを実施した。その主な内容は、社外役員の増員、取締役数のスリム化及び取締役の任期短縮並びに執行役員制の導入である。これにより、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、経営上の重要事項の決定及び会社経営全般の監督を担う取締役と業務執行を担う執行役員の役割と責任を明確化した。

② 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり決議し、業務の適正を確保するための体制を整備した。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は法令を遵守し社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念とし、取締役は自ら率先してその実現に努める。
- (2) 取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督する。また、社外役員の意見を得て監督の客観性と有効性を高める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書管理の基本的事項を社規に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存・管理する。
- (2) 上記の情報は、取締役及び監査役が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときは、いつでも閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクを適切に管理するため、リスクの種類に応じた管理体制を整備し、管理責任の明確化を図るものとする。

- (2) リスクを定期的に評価・分析し、必要な回避策又は低減策を講じるとともに、内部監査によりその実効性と妥当性を監査し、定期的に取り締役会に報告するものとする。
 - (3) 重大リスクが顕在化した場合に備え、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保し、また各事業部門に危機管理責任者を配置する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役会で事業計画を策定して、全社的な経営方針・経営目標を設定し、社長を中心とする業務執行体制で目標の達成に当たる。
 - (2) 経営目標を効率的に達成するため、組織編成、業務分掌及び指揮命令系統等を社規に定める。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) コンプライアンス委員会をはじめとした組織体制を整備し、社員行動指針の制定や各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。
 - (2) 内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するほか、コンプライアンスへの取組状況について内部監査を実施し、取締役会に報告する。
6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 関連会社社長が経営責任を担い独立企業として自主運営を行うとともに、当社グループ全体が健全で効率的な経営を行い連結業績向上に資するよう、当社と関連会社間の管理責任体制、運営要領を定め、関連会社を支援・指導する。
 - (2) 当社グループ全体として業務の適正を確保するため、コンプライアンスやリスク管理に関する諸施策は関連会社も含めて推進し、各社の規模や特性に応じた内部統制システムを整備させるとともに、当社の管理責任部門がその状況を監査する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 監査役の要請に対応してその円滑な職務遂行を支援するため、監査役室を設置して専属のスタッフを配置する。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役室のスタッフは取締役の指揮命令を受けないものとし、また人事異動・考課等は監査役の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性を確保する。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 監査役への報告や情報伝達に関する取り決めを実施するほか、定期的な意見交換などを通じて適切な意思疎通を図る。
10. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役が、社内関係部門及び会計監査人等との意思疎通を図り、情報の収集や調査を行うなど、実効的な監査が行えるよう留意する。

③内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部統制システムが有効に機能しているかどうかを内部監査により確認している。平成17年7月に新たに内部監査を専任で担当する組織として内部監査室を設置し、モニタリング機能を強化した。内部監査室が当年度の内部監査方針を立案し、社内全部門に対して実施指示を行い、各部

年数は全員が7年以内である。

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、会計士補3名である。

(3) 会社と社外取締役及び社外監査役との利害関係の概要

当社は社外取締役及び社外監査役との間に、特別の利害関係はない。

なお、社外取締役佐々木幹夫氏は三菱商事株式会社の取締役会長であり、当社は同社と営業取引関係がある。

当社は、今後も安全で優れた製品やサービスの提供を通じて社会に貢献するとともに、法令や社会のルールを守り、また、環境保全に努め、良識ある企業活動に徹することを経営理念として全社的な活動を推進していく。

(4) 役員報酬及び監査報酬

① 役員報酬

当事業年度に取締役及び監査役に支払った役員報酬の額

取締役に支払った報酬	465 百万円
監査役に支払った報酬	59 百万円
<hr/>	
合計	525 百万円

(注) 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分の報酬(36百万円)及び平成17年6月28日第80回定時株主総会決議に基づく退職慰労金(取締役459百万円)を支払っている。

② 監査報酬

当事業年度に監査法人に支払った監査報酬の額

監査証明に係る報酬	49 百万円
-----------	--------

(注) 上記の金額は、当社が旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」及び証券取引法に基づき監査証明を受けている新日本監査法人に対する報酬額であり、当社及び当社の連結子会社が当該監査法人に対して支払った監査証明に係る報酬の合計額は145百万円である。なお、この金額には、当社の在外連結子会社が監査証明を受けているErnst & Young等、新日本監査法人以外の監査法人に支払った監査報酬は含まれない。